

訪問看護師たちの思い～2012.1.22の集いから～

1月26日、福島市より大変うれしい話題が飛び込んできました。看護師がひとりで訪問看護ステーションを開業できることになったのです。

やる気のある看護師はひとりでも開業できる——これは、高齢化が進み、全国的に医療・介護資源が不足する日本における希望であると私たちは考えています。

開業看護師を育てる会／全国訪問ボランティアナースの会キャンパスでは、被災者の暮らしを長期的に支えるためにも、早くより介護保険制度の下で看護を安定的に提供したいと考えてきました。

昨年4月、「被災地に限って一人でも訪問看護ステーションを開設できる」との特例（「東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第53号）」）が公布されましたので、気仙沼市、石巻市にボランティアに来ていた看護師、八戸市、仙台市に拠点をおくキャンパスの代表が、それぞれ、ひとりで訪問看護ステーションを開業したい旨を市へ届け出ました。

思いを持った看護師が、ひとりでも公的な保険制度の下で開業をすることは、東北で生まれる復興の一步を確実に刻むはずでした。なぜなら、被災地以外の地域では、訪問看護ステーションは看護師2・5人いなければならないという人員基準があり、開業にかかる費用は人件費のみで1000万円必要との試算があるからです。

莫大な人件費を必要としない「ひとりからの開業」は看護師にとって看護提供の大きな機会であり、地域の医療・介護資源を増やすチャンスであり、ひとりでも多くの困っている人のケアが実施できます。

ところが、これまで12か所の市町村で申請は受理されませんでした。

開業看護師を育てる会は、この問題を議論するために、2012年1月22日に東京で「訪問看護ステーション・1人からの開業の道。12市町村で却下、なぜ却下？ その意味する事と今後の対応。私たちにやらせて下さい」を開催しました。

まず、青森県八戸市の中里さんが、7月11日に書類を市役所に出したものの「ニーズがない」として却下されたことを話しました。

宮城県仙台市の鳴海さんは「仙台市の職員は、国が特例を出したことを知らないようだった。そもそも仙台市では以前に作った条例によって今回の受け入

これは出来ないとのことがわかりました」と報告しました。今回の訪問看護ステーション開設は他の介護保険サービスと違い、「基準該当」によるものであり、都道府県が介護保険事業者を指定するのではなく、市町村が独自の判断で事業者を指定しなければなりません。仙台市は既に2006年3月に基準該当サービスを認めないとする条例を定めているとのことでした。

気仙沼市、石巻市は、「いずれも、担当者は業務に追われる中、対応は渋々」で、認めない理由として「活動している現場の訪問看護ステーションに聞いてみると、いずれも十分間に合っているので新規参入は必要ないとの答えだった」とのことでした。

岩手県盛岡市から参加した菊池要子さんは「市役所は、この特例措置をご存じなく、また被害はそれほどないとの認識。その後調べていましたが、やはりだめでした。沿岸部の被災者が盛岡市にも避難して来ています。家や仕事、生活を失った被災者には今、心のケアが必要だと思います。看護師としてぜひそうしたケアに取り組みたいと思っていました…」と発言しました。

次いで、岩手県一関市からは菊地優子さんは「特例措置が決まった翌日、4月23日に県庁に電話して、すぐに市役所に申請書を出しに行きました」と、当時の状況を詳しく話してくれました。

「介護保険の新たな予算はもうない、と最初に言われました。そして友達を連れて来れば2・5人の基準を満たせるのだから、友達いるでしょう、とか、期限の2月末以降どうするのか、一体24時間ずっと一人で休むことなくやれるんですかといろいろ言われました。そんなことは、余計なお世話だと思うのですが、とにかく、迷惑そうな顔をされて文句を付けられ。結局ダメでした」

このあと、福島県会津若松市、宮城県涌谷町でも事業所の開設が出来なかったと報告がありました。そして、唯一、可能性がまだ残っている地域として福島市があるとのことでした。

そのような中、1月26日、吉報が入りました。福島市で、ひとりでの訪問看護ステーションが誕生し、2月1日よりサービスを提供開始予定です。

その福島市のNPO法人「まごころサービス福島センター」の須田弘子理事長は、集会で、「福島市の担当者が先日来て、訪問看護ステーションを立ち上げる事務所の写真を撮っていきました」「福島市には5万5千人の避難者がいます。浪江町、飯館村、南相馬市から避難している人もいます」と話し、看護師の佐藤さんは「看護師は生涯現役で困っている人をケアできる素晴らしい職業」と話し、会場から大きな拍手がわきあがりました。

×

×

×

今後に大きな期待が膨らむ、と書きたいところですが、2月29日で今回の特例は期限が来てしまいます。

佐藤さんの訪問を受けた被災者にしても、途中で打ち切られてしまっただけでは納得がいかないだろうと思います。せつかく被災者に届いた手に、混乱を招かないように、期限の延長を強く求めたいとおもいます。

国は、一人からの開設について、被災地での特例の実施状況を見極めてから判断するという見解を出していますが、わずか一カ月では実態把握には程遠いと思います。

「前例があれば、うちでもする可能性がある」と答えた市町村もあります。今回の福島市の事例をもとに、今後、訪問看護ステーションが増える可能性があります。またほかの市町村に申請をしたいという看護師もいます。

実は、これまで、申請が通らなかったことから被災地を離れ、ほかの地域で働きながら、定期的に個人的にケアに通っている若い看護師がいます。「できることなら、東北のこの地で訪問看護をしたい」と考えている若い看護師、訪問先の被災者がいます。

なんとか延長できないものでしょうか。

困っている人のためになにができるのか——ぜひともお力をお貸しいただけますようお願い申し上げます。

(開業看護師を育てる会／全国訪問ボランティアナースの会キャンナス

三村路子)